

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

職務発明条例草案（審査送付稿）
（国务院法制弁公室 2015年4月2日発布）

第一章 総則

第1条 職務発明者及び単位の適法な権益を保護し、職務発明者及び単位のイノベーション意欲を十分に刺激し、単位の知的財産権管理水準を引き上げ、知的財産権の活用・実施を推進し、経済・社会の発展を促進し、イノベーション型国家及び人材強国を建設するために、本条例を制定する。

第2条 国は、職務発明及びその知的財産権の創造、活用、保護及び管理を奨励する。
各級人民政府及びその関係行政主管部門は、積極的に有効な措置を講じ、職務発明制度の宣伝普及の力を強め、単位及び発明者による本条例の執行に対する指導及び支援を強化し、職務発明及びその知的財産権の活用・実施を支持及び促進しなければならない。

第3条 国务院の知的財産権行政部門、科学技術行政部門及び人力資源社会保障行政部門は、職責分担に従って、全国における職務発明制度の実施に係る監督管理に責任を負う。
県級以上の地方人民政府の知的財産権行政部門、科学技術行政部門及び人力資源社会保障行政部門は、職責分担に従って、自身の行政区域内における職務発明制度の実施に係る監督管理に責任を負う。

本条例にいう知的財産権行政部門には、専利行政部門、農業行政部門及び林業行政部門を含む。

第4条 本条例にいう「発明」とは、中華人民共和国国内で完成した、専利権、植物新品種権又は集積回路の配置設計専有権の保護客体に属する知的創造の成果をいう。

第5条 本条例にいう「発明者」とは、発明の実質的特徴について創造的な貢献をなした者をいう。
発明を完成させる過程において、組織若しくは管理業務にのみ責任を負った者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者又はその他の補助的業務に従事した者は、発明者ではない。

第6条 国は、企業・事業単位が職務発明の知的財産権管理制度を確立し、専門機構を設立若しくは専門人員を指定して知的財産権管理業務に責任を負わせること、又は専門機構に委託して知的財産権に係る事務の管理を代行させることを奨励する。

研究開発に従事する企業・事業単位は、発明報告制度を確立し、又は発明者と約定を行って、発明完成後における単位と発明者との間の権利、義務及び責任を明確にし、発明に係る権益の帰属を遅滞なく確定しなければならない。

研究開発に従事する企業・事業単位は、職務発明の報奨報酬制度を確立し、又は発明者と報奨及び報酬を約定しなければならない。

単位は、前述の制度を確立する際に、関連人員の意見及び提案を十分に聴取し、及びすくい上げ、かつ、発明報告制度及び報奨報酬制度を研究開発人員及びその他の関係人

員に公開しなければならない。

第二章 発明の権利帰属

第7条 次の各号に掲げる発明は、職務発明に属する。

- (一) 各々の担当職務において完成した発明
- (二) 各々の担当職務以外に単位が割り当てた任務の履行として完成した発明
- (三) 定年退職若しくは原単位から離れた後又は労働・人事関係の終了後1年内に完成した、当該人が原単位において担っていた担当職務又は原単位から割り当てられた任務と関係のある発明。但し、植物新品種について国に別段の規定がある場合には、当該規定を適用する。
- (四) 所属単位の資金、設備、部品、原材料、繁殖材料又は対外的に公開されていない技術資料等の物質的・技術的条件を主に利用して完成させた発明。但し、資金の返還若しくは使用料の支払いを約定していた場合、又は完成後に単位の物質的・技術的条件を利用して検証若しくは試験したに過ぎないものを除く。

第8条 職務発明について、単位は知的財産権出願、技術秘密としての保護又は公開の権利を享有し、発明者は氏名表示権及び報奨・報酬を獲得する権利を享有する。

非職務発明について、発明者は、氏名表示権及び知的財産権出願、技術秘密としての保護又は公開の権利を享有する。

第9条 単位は、単位の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明の権利帰属を、法により制定した規則制度中で規定し、又は発明者と約定することができる。発明者と約定せず、規則制度中でも規定しなかった場合には、本章の規定を適用する。

第三章 発明の報告及び知的財産権出願

第10条 単位と発明者との別段の約定がある場合又は当該単位が法により制定した規則制度中に別段の規定がある場合を除き、発明者は、単位の業務と関係のある発明を完成させた場合には、発明の完成日から2か月内に、単位に対して当該発明を報告しなければならない。

発明が2人以上の発明者によって完成された場合には、発明者全員又は発明者代表が単位に報告し、発明者代表が提出する発明報告には、発明者全員の同意を得なければならない。

第11条 単位と発明者との別段の約定がある場合又は当該単位が法により制定した規則制度中に別段の規定がある場合を除き、発明報告には、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (一) 発明者全員の氏名
- (二) 発明の名称及び内容
- (三) 発明が職務発明と非職務発明のいずれに属するかについての意見及び理由
- (四) 単位又は発明者が説明を要すると認めるその他の事項

第12条 単位と発明者との別段の約定がある場合又は当該単位が法により制定した規則制度中に別段の規定がある場合を除き、発明者が自身の報告した発明は非職務発明に属すると主張するときは、単位は、本条例第11条の規定に適合する報告を受領した日から2か月内に、書面による回答を与えなければならない。単位が前述の期限内に回答しな

った場合には、発明者の意見に同意したものとみなす。

単位は、書面による回答において、報告された非職務発明が職務発明に属すると主張する場合には、理由を説明しなければならない。

発明者が単位の回答を受領した日から2か月以内に、書面による反対意見を提出した場合には、双方は、本条例第40条の規定によって紛争を解決することができる。反対意見が提出されない場合には、単位の意見に同意したものとみなす。

第13条 単位と発明者との別段の約定がある場合又は当該単位が法により制定した規則制度中に別段の規定がある場合を除き、発明者が自身の報告した発明は職務発明に属すると主張するときは、単位は、本条例第11条の規定に適合する報告を受領した日から6か月以内に、国内において知的財産権を出願するか、技術秘密として保護するか、又は公開をするか否かを決定し、かつ、決定を書面により発明者に通知しなければならない。

第14条 単位は、職務発明について知的財産権を出願する場合には、提出予定の出願書類について発明者の意見を求めることができる。発明者は、単位による知的財産権の出願に積極的に協力しなければならない。

知的財産権の出願過程において、発明者は、出願の進展状況を単位に照会する権利を有する。

第15条 単位は、職務発明の知的財産権出願手続を停止し、又は職務発明の知的財産権を放棄しようとする場合には、事前に発明者に通知しなければならない。発明者は、単位との協議を通じて当該職務発明の知的財産権出願権又は知的財産権を獲得することができる。発明者が協議を通じて前述の権利を獲得した場合には、単位は、発明者が関連する権利移転手続を行うのに協力しなければならない。

発明者が前項の規定により関係権利を無償で獲得した場合には、単位は、当該職務発明又はその知的財産権を無料で実施する権利を享有する。

第16条 発明者は、自身が完成させた職務発明に対して秘密保持義務を負い、単位の同意を経ずに当該発明を公開してはならず、無断で知的財産権を出願し、又は第三者に譲渡してはならない。

単位は、自身に報告がなされた非職務発明に対して秘密保持義務を負い、発明者の同意を経ずに当該発明を公開してはならず、自己の名義により知的財産権を出願し、又は第三者に譲渡してはならない。

第四章 職務発明者の報奨及び報酬

第17条 単位は、職務発明について知的財産権を獲得した場合には、遅滞なく発明者に報奨を与えなければならない。

単位は、知的財産権を獲得した職務発明について、譲渡し、他人に実施を許諾し、又は自ら実施した場合には、当該発明により取得した経済的便益、発明者の貢献度等に基づいて、遅滞なく発明者に合理的な報酬を与えなければならない。

第18条 単位は、報奨・報酬を与える手続、方式及び金額を、自身が法により制定した規則制度中で規定し、又は発明者と約定することができる。当該規則制度又は約定は、発明者が享有する権利及び救済請求のルートを明確にし、かつ、本条例第19条及び第22条の規定に適合していなければならない。

発明者が本条例により享有する権利を取り消し、又は前述の権利についての享有若し

くは行使に不合理な条件を付加する一切の約定又は規定は、無効とする。

第19条 単位は、職務発明者に与える報奨及び報酬の方式及び金額を確定する際に、職務発明者の意見を聴取しなければならない。

第20条 職務発明者に対する報奨を単位が発明者と約定しておらず、当該単位が法により制定した規則制度中にも規定していなかった場合には、特許権又は植物新品種権を獲得した職務発明について発明者全員に与える報奨金の総額は、最低でも当該単位の在職者の月平均賃金の2倍を下回らず、その他の知的財産権を獲得した職務発明について発明者全員に与える報奨金の総額は、最低でも当該単位の在職者の月平均賃金を下回らない。

第21条 職務発明者に対する報酬を単位が発明者と約定しておらず、当該単位が法により制定した規則制度中にも規定していなかった場合には、単位は、知的財産権を獲得した職務発明を実施した後に、関係する全ての知的財産権の発明者全員に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより報酬を支払わなければならない。

(一) 知的財産権の有効期間内において、毎年、特許又は植物新品種の実施に係る営業利益の中から5%以上を払う。その他の知的財産権の実施に係るものについては、その営業利益の中から3%以上を払う。

(二) 知的財産権の有効期間内において、毎年、特許又は植物新品種の実施に係る販売収入の中から0.5%以上を払う。その他の知的財産権の実施に係るものについては、その販売収入の中から0.3%以上を払う。

(三) 知的財産権の有効期間内において、前2号により算出される金額を参照し、発明者個人の月平均賃金の合理的な倍数に基づいて、毎年払うべき報酬金額を確定する。

(四) 第(一)及び(二)号により算出される金額の合理的な倍数を参照し、発明者に一括で与える報酬の金額を確定する。

上記の報酬は、累計で当該知的財産権の実施に係る累計営業利益の50%を超えない。職務発明者に対する報酬を単位が発明者と約定しておらず、当該単位が法により制定した規則制度中にも規定していなかった場合には、単位は、その知的財産権について、譲渡し、又は他人に実施を許諾した後に、譲渡又は許諾により得た収入の中から20%以上を報酬として発明者に与えなければならない。

第22条 単位は、報酬金額を確定する際に、製品又は製法全体の経済的便益に対する各職務発明の貢献、及び各職務発明に対する各職務発明者の貢献等の要因を考慮しなければならない。

第23条 報奨・報酬の支払期限を単位が発明者と約定しておらず、当該単位が法により制定した規則制度中にも規定していなかった場合には、単位は、知的財産権を獲得した日から3か月内に報奨金を支給しなければならない。職務発明の知的財産権について、譲渡し、又は他人に実施を許諾した場合には、許諾料又は譲渡料の入金後3か月内に報酬を支払わなければならない。単位は、職務発明を自ら実施し、かつ、現金形式にて年ごとに報酬を支払う場合には、各会計年度の終了後3か月内に、報酬を支払わなければならない。出資持分形式にて報酬を支払う場合には、単位は、法律法規及び単位の規則制度の規定により配当をしなければならない。

第24条 専利、植物新品種又は集積回路の配置設計に係る出願をすることができる知的創造の成果について、単位は、技術秘密として保護することを決定した場合には、当該単位の経済的便益に対する当該技術秘密の貢献に基づき、発明者に対する合理的な補償の

支払いについて、発明者と約定し、又は本章の規定を参照して行わなければならない。

第25条 発明者と単位との労働・人事関係が終了した場合には、終了前に完成した、単位の業務と関係のある発明に対し、発明者は、本条例第10条、第14条及び第16条所定の義務を引き続き履行し、かつ、氏名表示権並びに報奨及び報酬を獲得する権利を引き続き享有しなければならない。

発明者が死亡した場合には、その承継人又は受遺者は、報奨及び報酬を獲得する権利を承継する権利を有する。

第26条 単位と発明者との別段の約定がある場合又は当該単位が法により制定した規則制度中に別段の規定がある場合を除き、職務発明について獲得された知的財産権が法により無効宣告を受け、又は取り消された場合であっても、無効宣告又は取消決定の発効前に発明者が既に獲得していた報奨及び報酬に対して、遡及力を有しない。

第27条 企業が職務発明者に与える報奨金及び報酬は、関連規定に従い、企業従業員の給与として、企業の原価・費用に組み入れることができる。その他の単位が職務発明者に与える報奨金及び報酬は、関係規定に従い支出に計上する。

第五章 職務発明に係る知的財産権の活用・実施の促進

第28条 国の設立した研究開発機構及び高等教育機関が、職務発明が知的財産権を獲得した後の合理的な期間内において、自ら実施せず、又は実施の必要な準備もせず、譲渡及び他人に対する実施許諾もしなかつた場合には、発明者は、職務発明の権利帰属を変更しないことを前提とし、単位との合意に基づき、当該知的財産権について、自ら実施又は他人に対する実施許諾をし、かつ、合意に従って相応の権益を享有することができる。

第29条 単位が職務発明及びその知的財産権を転化・実施したことにより取得した収益並びに発明者が獲得した報奨・報酬は、国の関係規定に従い、租税優遇政策を享受する。

第30条 国の関係主管部門は、単位の知的財産権管理を審査又は評定の標準とする政策及び措置を制定する際に、単位による職務発明制度の具体化状況を審査又は評定の要素としなければならない。

単位による職務発明制度の具体化状況は、その責任者の関連審査の範囲に組み入れなければならない。

第31条 国は、財政性資金を利用して設置された科学技術基金プロジェクト及び科学技術計画プロジェクトにより形成された職務発明の活用・実施を基金を設立して促進する。

第六章 監督検査及び法律責任

第32条 監督管理部門は、当事者の申請により、又は通報された情報に基づき、単位による職務発明制度の具体化状況について監督検査を行う権利を有する。

監督管理部門は、監督検査を行う際に、職務発明と関係のある労働契約、規則制度等の資料を調査閲覧する権利を有し、関連当事者に対して質問を行う権利を有する。単位及び発明者は、ありのままに関係資料を提供し、及び関係状況を説明しなければならない。

第33条 監督管理部門は、監督検査を行う際に、証書を提示し、法により職権を行使しなければならない。かつ、監督検査の過程において知り得た商業秘密について、秘密を保持しなければならない。

監督検査を経て、単位が職務発明制度を法に従って具体化していないことが判明した場合には、監督管理部門は、期限を定めて是正するよう命じ、かつ、警告を与えることができる。

第34条 発明者が本条例の規定に違反し、職務発明について知的財産権を出願した場合には、当該出願により発生した権利は単位が享有し、発明者が獲得した収益は全て単位に返還しなければならない。

単位が本条例の規定に違反し、非職務発明について知的財産権を出願した場合には、当該出願により発生した権利は発明者が享有し、単位が獲得した収益は全て発明者に返還しなければならない。

第35条 次の各号は、発明者の氏名表示権を侵害する行為に属する。

- (一) 発明者を発明者として氏名表示しないとき。
- (二) 発明者でない者を発明者として氏名表示したとき。

第36条 発明者は、自身の氏名表示権が侵害されたと認めた場合には、県級人民政府の知的財産権行政部門に処理を請求し、又は人民法院に訴えを提起することができる。

重大な影響を有する氏名表示権侵害事件に対しては、県級以上の人民政府の知的財産権行政部門に処理を請求することができる。

知的財産権行政部門又は人民法院は、氏名表示権の侵害行為が成立すると認定した場合には、侵害の停止、謝罪及び損害賠償を権利侵害者に命ずる。知的財産権の授権機関又は登記機関は、効力を生じた決定又は判決に基づき、関連文書中に記載された発明者について、是正をし、かつ、公告しなければならない。

氏名表示権を2回以上侵害した場合には、県級人民政府の知的財産権行政部門が権利侵害者を五千元以上五万元以下の過料に処し、かつ、権利侵害の状況について通達をする。

第37条 いかなる組織又は個人も、発明者の氏名表示権侵害行為に対し、県級人民政府の知的財産権行政部門に通報する権利を有し、通報を受けた部門は、遅滞なく調査及び処理しなければならない。

第38条 単位の規則制度又は発明者との約定が本条例第18条第1項の規定に適合せず、又は本条例第18条第2項の規定によって無効が確認され、発明者に損害をもたらした場合には、単位は、賠償責任を負わなければならない。

第39条 単位が本条例の規定どおりに遅滞なく十分な額にて発明者に報奨及び報酬を与えなかった場合には、県級人民政府の知的財産権行政部門が是正を命じ、発明者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第40条 発明の権利帰属又は報奨報酬に起因して紛争が発生した場合には、当事者が協議して解決する。協議が調わない場合には、当事者は、県級以上の人民政府の知的財産権行政部門に調停を請求することも、人民法院に訴えを提起し、又は法により仲裁を申し立てることもできる。

発明者と単位とに職務発明の報酬について紛争が生じた場合には、単位は、自身が当該職務発明について、自ら実施し、譲渡し、又は他人に実施を許諾したことにより獲得した経済的便益について、挙証責任を負う。

第41条 発明について知的財産権の出願が提起された後に、当該発明の権利帰属について当事者に紛争が生じた場合には、知的財産権の授権機関又は登記機関は、当事者の請求

に基づいて、知的財産権の関係手続を中断することができる。

権利帰属紛争の解決後に、当事者は、効力の生じた法律文書をもって、知的財産権の関係手続の再開を請求することができる。

第七章 附則

第42条 単位及び発明者は、発明の権利帰属及び報奨報酬に関する規則制度又は関係契約を、所在地の知的財産権行政部門に届け出ることができる。

第43条 国防分野に関する職務発明には、本条例の規定を準用する。

第44条 本条例は、自 年 月 日から施行する。

（法令原文名称：职务发明条例草案（送审稿））